

○「議案第117号 東扇島堀込部井筒式護岸築造その1工事請負契約の締結について」

≪主な質疑・答弁等≫

*** 輸出用自動車の保管箇所数及び貨物保管用地の面積について**

千鳥町と東扇島に自動車専用の蔵置場として立体モータープールが2か所ある。貨物保管用地の面積については、平成30年4月1日現在で埠頭用地が18万4,800平方メートル、荷さばき地が12万667平方メートル、公募用地が2万1,170平方メートルである。

*** 立体モータープール以外の輸出用自動車の保管箇所数について**

立体モータープール以外の保管場所では常時自動車が保管されているわけではなく、自動車以外の貨物と混在して保管されていることから、自動車専用の保管場所として認識していないため、具体的な箇所数については把握していない。

*** 民間事業者が保管している貨物の把握状況について**

港湾貨物の保管場所には埠頭用地や荷さばき地があり、使用許可を受けた民間事業者がマーケットの状況やユーザーのニーズに合わせた貨物の取扱いを行うことから、保管している貨物の量や内容は一定ではなく、年間を通じて変化していくものである。また、船舶による輸送貨物を対象とした港湾統計の対象外となるため、民間事業者が保管している貨物の正確な数値を把握することは困難である。そのため、民間事業者へヒアリング等を実施し、保管している貨物の状況把握に取り組んでいる。

*** 川崎港から他の港に貨物を移動させる横持ちの把握状況について**

港湾の役割として、輸出入に加え、国内の物流機能を果たす役割もあることから、川崎港に蔵置して川崎港で輸出入を行う貨物だけでなく、川崎港に航路がないため他港を利用して輸出するための貨物が蔵置される場合や、その逆に、他港からの貨物が川崎港で輸出入されることもある。このような貨物の国内の物流については、民間事業者が経済合理性や経営戦略に基づき実施しているものであり、船舶による輸送貨物を対象とした港湾統計の対象外であるため、横持ちの正確な貨物量を把握することは困難である。

*** 平成29年の完成自動車の海上出入貨物量について**

平成29年の港湾統計の速報値で、海上出入貨物量は合計504万4,288トンであり、内訳は輸出が265万7,057トン、輸入が20トン、川崎港から国内他港への移動量を示す移出が120万1,971トン、国内他港から川崎港への移動量を示す移入が118万5,240トンである。

*** 平成26年以降の完成自動車の輸出台数及び取扱貨物量の推移について**

平成26年の輸出台数は39万4,359台、取扱貨物量は477万391トン、平成27年の輸出台数は37万236台、取扱貨物量は472万7,189トン、平成28年の輸出台数は35万3,002台、取扱貨物量は402

万5, 279トン、平成29年の輸出台数は確定値公表に向けて現在集計中であり、取扱貨物量については265万7,057トンである。

*** コンテナ取扱貨物量の今後の見通しについて**

川崎港港湾計画におけるコンテナ取扱貨物量の計画値として40万TEUを見込んでおり、現在、官民一体となった川崎港戦略港湾推進協議会において、平成32年度までにコンテナ取扱貨物量を15万TEUとする目標を決定し、積極的なポートセールスを実施した結果、新規航路の開設によりコンテナ取扱貨物量は着実に増加し、平成29年のコンテナ取扱貨物量は過去最高の約11万9,000TEUとなった。今後については、引き続き増加するコンテナ取扱貨物量に対応した施設整備を効果的に実施するとともに、施設能力に応じた積極的なポートセールス活動を実施して、川崎港の更なる発展に向けた取組を進めていく。

*** 土地造成完成後における堀込部用地の土地利用について**

コンテナ関連用地としての土地利用に加え、東扇島に立地している倉庫が老朽化しており、今後は倉庫群の建て替えも必要となってくることから、多面的な用途で活用し、川崎港の発展に寄与するための土地利用を推進する。

《意見》

* 川崎港は他の港に比べ今後発展していくための潜在的な能力が多くあるので、土地造成完成後には、川崎港が首都圏で最も優れた港となるよう取組を推進してほしい。

* 東扇島堀込部土地造成事業の当初の目的は、増加する輸出用自動車を保管するためのストックヤードの不足を解消するためとのものであったが、現在、完成自動車の輸出量は減少傾向にあり、自動車保管用地の需要を作るために本市が貨物量の増加に向けた取組を進めるのは本末転倒であると考えます。また、平成37年のコンテナ取扱貨物量は約40万TEUになると見込み、コンテナ関連用地が不足するとしているが、平成29年の取扱貨物量は約11万9,000TEUであり、7年後にコンテナ取扱貨物量が約3.3倍となる具体的な見通しはないことから不要不急の事業を推進すべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第123号 あっせんの申立てについて」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第131号 平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決